

***** 今日の健康(9月) *****
<国内外・渡航時 狂犬病の危険性 (その2)>

下線部は CTRL 押しながらクリックしてください。

<輸入感染症として海外から国内に>

野生動物の狂犬病感染がたびたび確認されているロシアでは犬を「船の守り神」とあがめる習慣があり、北陸地方などではロシア漁船が犬を乗せて寄港するケースが後を絶たず、密輸対策で厚生労働省はロシア船などからの不法上陸犬対策などを行い、水際での狂犬病対策に努めています。しかしながら狂犬病に感染した動物の国内の侵入は、いつ起きてもおかしくない状況で犬、猫、きつね、あらいぐまなどは輸入にあたって検閲が行われています。ただハムスターなどの小動物は届け出だけで済むので、別の対策も必要とされています。極めて稀ですが2002年にボリビアで、ペルー産のペット用ハムスターが狂犬病を発症した事例があります。仮に野生動物を通じて国内にウイルスが入り込んだとしても、人と接触する可能性が高い飼育犬への感染を防げれば、人が罹患するリスクは大幅に減らせるだけに、予防接種率の向上が大きな課題になっています。

<海外渡航としての狂犬病>

狂犬病は国内では半世紀以上発症が確認されず、撲滅されたとの認識が広まっていますが、世界的にみると、いまだ多くの国（特に東南アジア、中南米、アフリカなど）でヒトの狂犬病の発生が見られており依然として現在進行形の感染症であり、常に感染リスクにさらされています。2004年のWHOの報告によると、世界での年間死者数の推計は55,000人(うちアジア地域31,000人、アフリカ地域24,000人)、曝露後予防を受けている人口は年間1,000万人とされています。

狂犬病の発生がない国は、わが国を含めて少なく、厚生労働大臣が指定する狂犬病清浄地域は、ノルウェー、スウェーデン、アイスランド、英国、アイルランド、オーストラリア、ニュージーランド、台湾、グアム、ハワイ諸島、フィジー諸島となっています。

2011年の厚生労働省健康局結核感染症課によると、2008年11月に、それまで狂犬病の発生がないとされていたインドネシアのバリ島で犬に狂犬病が発生し、発病した犬にかまれた住民が狂犬病で死亡しており、バリ島での狂犬病流行は継続していること、2011年7月現在も死亡者が確認されていることから注意喚起がなされています。

狂犬病のウイルスはイヌ、ネコのほかコウモリ、アライグマなどにも多く、これらの動物に咬まれたり、引っ搔かれたりした場合に感染します。2010年2月のニューヨーク市保健精神衛生局の発表によると、米国ニューヨークのセントラルパークでアライグマの狂犬病が確認されており、狂犬病ワクチンをアライグマに接種することで、他の野生動物に広がって人が感染するリスクを減らそうとしているようです。このような国へ渡航する際には、その国での生活様式などを考慮し、予防接種の適応を決定します。

前澤クリニック 内科・小児科 0422-30-2861
天文台通り多摩信用金庫のななめ裏